

令和 2 年度新任図書館長研修
質 疑 応 答 書

科目名：図書館サービスと著作権

講師名：南 亮一

質 問

入手困難な資料、もしくは雑誌のバックナンバーで切り取りや汚破損があった場合、他館の資料を借りて該当部分を複製し補完するのは著作権法に違反するのか。

回 答

著作権法 31 条 1 項 3 号では、他の図書館の求めに応じて、入手困難な資料の複製物を提供するため、所蔵館においてその資料を複製することを認めています。

つまり、同号ではあくまで、所蔵館において複製する場合に限り、その複製を認めているのであり、複製物を必要とする図書館自らが複製することを認めている場合ではありません。

もちろん、著作権保護期間が過ぎた著作物や、著作権の目的でない著作物であれば別ですが、一般の著作物の場合には、許諾がない限り、他館の資料を借りて該当部分を複製することは認められていません。

令和 2 年度新任図書館長研修
質 疑 応 答 書

科目名：図書館サービスと著作権

講師名：南 亮一

質 問

図書館が放課後児童クラブ（団体）に貸出した DVD 資料は、上映権の許諾が無くても、児童クラブ利用の子どもたちに、児童クラブの職員が、その施設内で再生し、見せることは、著作権法上可能か？（館内・館外は許諾済）

回 答

図書館が放課後児童クラブに貸し出す DVD 資料について、そのような利用が認められているかどうかによります。図書館は DVD 資料を著作権者に無断で貸し出すことは認められていませんから、貸出に係る著作権処理済みの DVD 資料を図書館において購入し、それを貸し出していると思いますので、どの範囲まで貸し出せるのか、貸し出した先でどこまで使えるかは、使用許諾条件として明示されていると思います。こちらをご確認いただければと存じます。